

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和4年4月28日

奈良県知事 荒井 正吾



## 1 業務の概要

### (1) 業務名

「なら記紀・万葉プロジェクト」広報業務

### (2) 業務の目的

なら記紀・万葉プロジェクトは、歴史文化資源を多角的に活用し、ストーリー性を重視した歴史へのアプローチにより、国内外の多くの方々に歴史を追体験してもらう歴史活用プロジェクトである。歴史的記念年等に合わせて主要テーマを設定し、それぞれの時代を考えることにつながる取り組みをすすめるとともに、奈良県各地が登場する歴史関連書物の掘り起こしや整理、情報発信を行っていくこととしている。

2022年は壬申の乱 1350年の節目の年となることから、プロジェクトの主要テーマを「壬申の乱」とし、それに続く2023年の主要テーマは「天武・持統天皇とその時代」とする。主要テーマ等を軸に、記紀・万葉関連事業を拡充していくため、インターネットによる情報発信や広報ツールの制作、交通・新聞・雑誌媒体などを用いた広告等により事業内容を広く周知し、より多くの方々に本県の歴史文化資源の魅力を感じていただく取り組みとする。それにより県内外からの誘客に繋げ、多くの方々が歴史と対話し、自ら学び考える機運の醸成を目指す。

### (3) 業務の内容

#### ①計画・準備

#### ②主要テーマ等を効果的に周知するための広報ツール制作業務

ア)チラシ(イベントガイド)・ゆかり地マップ・ポスター・のぼり・パネル・バナースタンドの広報ツール制作

イ)デジタルサイネージの制作と放映

ウ)その他の手段による広報

#### ③県内外からの誘客を促進するための広告展開業務

#### ④インターネットを活用した広報業務

ア)主要テーマ等の効果的な情報発信、ホームページの更新・管理

イ)今後の主要テーマ等の事業展開も見据えた新たなコンテンツページの作成

#### ⑤①～④の業務に共通する事項は次のとおりである。

ア)監修

イ)打合せ協議

ウ)業務の取りまとめ、事業実施報告書の作成

### (4) 委託料上限額

金8,000千円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

### (5) 業務の仕様等

4の(2)により配布する、「なら記紀・万葉プロジェクト」広報業務委託仕様書(以下「仕様書」)に示すところによる。

### (6) 履行期間

契約締結日から令和5年3月22日まで

## 2 応募資格

- この委託業務における受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
  - (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
  - (3) 公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止期間中でないこと。
  - (4) 公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、または破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
  - (5) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
  - (6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等(法人格のない団体にあっては代表者が上記要件に該当する団体)でないこと。
  - (7) 奈良県会計局の所管する競争入札参加資格者名簿の営業種目Q5「役務の提供(広告・イベント業務)」に登録されていること。
  - (8) 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。)の代表者を、個人にあってはその者(支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
  - (9) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
  - (10) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
  - (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
  - (12) (10)及び(11)に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
  - (13) 同種又は類似の業務を過去5年間(平成29年4月1日～令和4年3月31日)に受託し、同期間に内に履行を完了した実績を有する者であること。

### 3 失格事項

- 応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
- (1) 2の応募資格に定めた資格が備わっていないとき。
  - (2) 複数の提案書等を提出したとき。
  - (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
  - (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
  - (5) 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
  - (6) そのほか不正な行為があつたとき。

### 4 手続等

- (1) 担当部局(書類の提出先及び問合せ先)

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地  
奈良県文化・教育・くらし創造部 文化資源活用課 文化資源係  
電話番号 0742-27-8975  
ファクシミリ 0742-27-0213  
電子メールアドレス [bunkashigen@office.pref.nara.lg.jp](mailto:bunkashigen@office.pref.nara.lg.jp)

- (2) 仕様書の配布

公告の日から5月17日(木)午後3時までの間に、(1)の担当部局又はインターネットの「奈良県文化資源活用課ホームページ」から入手するものとする。

(3) 「なら記紀・万葉プロジェクト」広報業務委託事業者募集要項(以下「募集要項」)の配布

公告の日から5月17日(木)午後3時までの間に、(1)の担当部局又はインターネットの「奈良県文化資源活用課ホームページ」から入手するものとする。

(4) 参加表明書、企画提案書等の提出

4の(3)により配布する募集要項に示すところによる。

(5) 説明会の開催、質問の受付

4の(3)により配布する募集要項に示すところによる。

5 受託者の選定

4の(3)により配布する募集要項に示すところによる。

6 受託者との契約

4の(3)により配布する募集要項に示すところによる。

7 その他

(1) 本業務の提案への参加に係る費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は返却しない。

(3) 本業務の詳細は、4の(3)により配布する募集要項に示すところによる。

(4) 本公募型プロポーザルは、提案書等を評価し、業務を委託する上で最も適した「受託者」を選ぶものであり、「企画提案そのもの」を選ぶものではない。業務内容については、契約後改めて奈良県文化資源活用課との協議のもと進めるものとする。